２．海上運送法　事業区分一覧表

		貨物のみの運送をするもの（旅客定員なし）	人の運送をするもの　※ 旅客定員 １～１２名	人の運送をするもの　※ 旅客定員 １３名以上
一定の航路を定めているもの	定期運航	**貨物専用定期航路事業**（内航海運業法に基づく手続きを行っている場合を除く） 内航貨物船　等	**貨客定期航路事業** 海上タクシー 内航貨物船　等	**一般旅客定期航路事業** 長距離フェリー 離島航路　　等
一定の航路を定めているもの	不定期運航	**貨物専用不定期航路事業**（内航海運業法に基づく手続きを行っている場合を除く） 内航貨物船　等	**一般不定期航路事業** 小型クルーズ船 海上タクシー等	**旅客不定期航路事業** 通船、遊覧船 クルーズ船　等
航路不定のもの	不定期運航	**貨物専用不定期航路事業**（内航海運業法に基づく手続きを行っている場合を除く） 内航貨物船　等	**一般不定期航路事業** 小型クルーズ船 等	**一般不定期航路事業** クルーズ船　等

※　人の運送をするものであって、旅客定員が１３名以上の場合においても、輸送対象が「特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送」であれば、旅客定員が１～１２名の場合と同じ手続きとなる。

海上運送法を適用しないもの

海上運送法は、次の船舶のみをもって営む海上運送事業には適用しない。

（人の運送を行わない場合）

イ．総トン数５トン未満の船舶

（もっぱら湖、沼又は河川において営む事業の場合は、総トン数２０トン未満の船舶）

ロ．ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶

（人の運送を行う場合）

ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶